

令和元年度第1回長久手市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時	令和2年2月4日（火曜日）午前10時から正午まで
場所	長久手市役所 北庁舎2階 第5会議室及び災害対策本部室
出席委員 (敬称略)	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授 松本幸正 株式会社あんしんネット21 専務取締役 田中英雄 名古屋タクシー協会 副会長 石川優 全自交愛知地方連合会 執行委員長 本田有 長久手市シニアクラブ連合会 浅井良和 長久手市民生委員児童委員協議会 加藤康彦 特定非営利活動法人百千鳥 支援員 牧雅美 社会福祉法人むそう 支援員 鶴田菜々子 中部運輸局愛知運輸支局 森大樹（代理出席） 長久手市 福祉部長 川本晋司
欠席委員 (敬称略)	長久手市身体障害者福祉協会 会計 青山暁子 長久手市ボランティアセンター運営委員会 会長 水野美々子
事務局	長久手市 福祉部福祉課 課長 若杉雅弥 課長補佐 山田美代子 障がい福祉係長 山田菜美 障がい福祉係主任 宮下直幸 障がい福祉係主事 野田悠子 福祉部次長兼長寿課長 中野智夫 福祉部長寿課 課長補佐 粕谷庸介
主な内容	1 あいさつ 2 議題 (1) 長久手市における福祉有償運送の必要性について (2) 社会福祉法人むそうの事業の更新について (3) NPO 法人つづらの事業の新規認定について 3 報告 (1) 長久手市における福祉有償運送の実績 (2) 令和元年度福祉有償運送ドライバー認定講習会の実施結果 4 その他
傍聴者	0人

議事録

1 あいさつ

会 長：長久手市に限った話ではないが、福祉有償運送は担い手がなく困難を極める状況である。その状況下で、今回長久手市で新規に事業開始をしたい法人が出てきた。また、事業の更新についても1件あるので、どちらも吟味してみなさんと協議していきたい。

2 議題

(1) 長久手市における福祉有償運送の必要性について

<資料1を基に事務局から説明>

会 長：長久手市は若いまちといわれているが、障がい者及び高齢者の数は増加している。また、公共交通機関利用以外にも様々な移動に関するサービスがあるが、個々の特性に合わせた支援が必要な移動制約者がいる。以上のことから、長久手市では引き続き福祉有償運送が必要であるということよろしいか。

委 員：異議なし

(2) 社会福祉法人むそうの事業の更新について

<資料2を基に事務局から説明>

会 長：昨年からの変更点として、会員数が46人から50人に増加が確認できたが、運転者数は変動あるか。

事務局：確認する。

委 員：NPO法人かわせみと社会福祉法人むそうの関係性はどのようなか。

説明員：事業開始当初NPO法人かわせみとして事業者登録を行った。その後、社会福祉法人むそうと合併したため、社会福祉法人むそうとして活動している。

委 員：利用者は障がい者が多く、安価な価格設定となっている。障害者総合支援法の対象者ではない方の場合どのように対応しているか。

説明員：障害者総合支援法の対象ではない方は受け入れができない。現時点で登録している会員の支援で精一杯の状況である。また、対価については、障害年金が1か月あたり、6万円から8万円程度である。そのうち5万円程度は生活費としてなくなってしまふ。残りの金額と工賃の中から、行きたいところに行くため対価としては、今の価格がよいと設定している。

委 員：今までに障害者総合支援法対象外の利用希望者からの問い合わせはあったか。

説明員：難病患者で、朝学校に送ってほしいというニーズがあったが、人手が足りず断ったことがある。ニーズとドライバーのマッチングが難しい。

会 長：断った後に市へ問い合わせるように案内したか。

説明員：その事例は市から紹介されて問い合わせがあったものなので、再度市へは案内していない。

会 長：今後もし問い合わせがあり断った場合、市へ問い合わせるように案内してほしい。

委 員：その人はスクールバスがある学校の学生か。

説明員：スクールバスのない大学生。スクールバスのある学校の学生からの問い合わせは今までにない。

委 員：2点確認したい。1点目は、登録車両の任意保険について、対人・対物無制限と

宣誓している。その内容が確認できる書類がないが、事務局で確認しているか。2点目は、賃貸借契約をしているライフは福祉有償運送に使用していないのか。

事務局：1点目について、事務局で対人・対物無制限を確認できる書類を預かっていたが、手違いで添付資料から抜けてしまった。内容に問題ないことは事務局で確認している。

説明員：ライフについては、賃貸借契約を結んでいるが福祉有償運送には使用していない。

委員：損害賠償措置に関する宣誓書は、社会福祉法人むそうが運輸支局長へ宣誓しているものであるため、賃貸借契約を結んでいる車両に関しては、NPO法人かわせみの権限で保険内容を変更できてしまう。賠償内容が担保できるように賃貸借契約書の文言を検討する等対応してほしい。

会長：対応について、事務局でも確認してほしい。

委員：登録車両のうち、1台がセダン型である。ドライバーが要件を満たしているか。

説明員：ドライバーは全て社員であり、社員はヘルパー資格を取得するようにしているため、問題ない。

会長：ボランティアドライバーはいないのか。

説明員：ボランティア受け入れはできていない。事業が拡大できない要因の一つとなっている。

事務局：先ほど会長から確認のあった変更事項だが、運転者は11名から13名へ増員となっている。

会長：事業者自身で運転者を増やしているからよいのではないか。運転者や事故などは事務局で確認しているか。

事務局：運転記録証明書を確認している。免許停止となった者はいない。

会長：問題なく運行できているため、本会として更新を承認するということでよろしいか。

委員：異議なし

(3) NPO法人つづらの事業の新規認定について

<資料3を基に事務局から説明>

委員：登録車両が2台ともセダン型車両であるが、ドライバー要件を満たしているか。

説明員：ヘルパー資格所有者もいるが全員ではない。

委員：運輸局としては、ヘルパー資格を所有していなくても、国土交通省認定のセダン型講習を受講していれば、セダン型の運転者資格を満たせる。

会長：要件を満たしているので問題ないが、ヘルパー資格取得者が増えると更に良い。

委員：車検証によると、登録車両2台の本拠の位置が異なるがどういうことか。

説明員：法人の所在地移転をしている。移転前後でそれぞれの車両を購入したため、本拠の位置が異なっている。

委員：事業開始後の本拠の位置は、現在の法人所在地となり、運行管理及び整備管理も問題なく行えるという認識でよいか。

説明員：そのとおり。

会長：事業開始時には現在の車検証は切れるため、本拠の位置と併せて事務局で確認し

てほしい。

委員：乗降介助が 300 円となっているが、介護保険制度上の指定は受けているか。他事業との重複はないか。

説明員：介護保険制度上の指定はない。総合事業のデイサービスやサロンを実施している。

委員：他事業での報酬と重複とならないよう、事務局で確認してほしい。

会長：サロンとはどのようなものか。

説明員：自主事業として高齢者が集まる拠点（サロン）を運営している。そのサロンに自力で来れない人に対して福祉有償運送を提供したい。

会長：その部分に対して、補助が出ているかどうかを確認したい。市で確認して切り分けをしてほしい。

委員：乗降はほぼ全ての人が必要となるのではないか。その場合、運送の対価とみなされないか。

委員：全ての人から漏れなく徴収する場合は、運送の対価とみなされる。

委員：その場合、タクシーの上限運賃のおおむね半分以下というルールから逸脱することになる。

委員：乗降とはどのような想定をしているか。

説明員：荷物を玄関に運んでほしいという要望があれば 300 円で対応するつもりだった。

会長：ルールを守って実施をしてほしい。乗車時、降車時ともに要望があった場合、合計 600 円受け取るということか。

説明員：そのとおりに想定していた。

会長：その場合、営利としてみなされてしまう。

説明員：それでは、1 運行につき乗降介助が必要である場合は 300 円としたい。

会長：乗車前及び乗車後の介助金額は合わせて 300 円とするという表記に修正ということでよいか。タクシーの上限運賃の半分以下というルールは守ることができる。

委員：乗降介助中に損害を与えた場合、どのように対処するのか。

説明員：事業者として保険に加入しているため、その保険で対応する。

会長：今後実施事業者に対し、損害賠償措置に関する支援を市としても検討してほしい。

委員：区域については、長久手市のみという解釈でよいか。

説明員：長久手市以外の実施予定区域については、今後協議を依頼すれば良いと思っていた。

委員：発着地のどちらかが長久手市内であれば、長久手市でのみ協議が整っていればよい。

委員：サロンから他サロンへの移動という話があったが、その際に区域外に出ることはあるか。

説明員：ない。

委員：発着地のどちらかが長久手市内でよいか。

説明員：そのとおりである。

会長：運輸局への申請の際は、3 ページの長久手市以外の地域については削除していただきたい。乗降介助の部分について、先述のとおり修正すること及び他制度での補助と重複がないように確認することを前提として、新規事業所の申請について承認

ということによろしいか。

委員：異議なし

3 報告

(1) 長久手市における福祉有償運送の実績

<資料4及び資料5を基に事務局から説明>

委員：社会福祉法人むそうに質問であるが、件数が減少しているが、ニーズ自体が減少しているのか、ニーズに対応しきれないのか、理由を確認したい。

説明員：後者である。他事業に携わっている職員の空き時間での対応となるため、ニーズに対応しきれない状況である。

委員：対応できない人はニーズを我慢しているということか。

説明員：タクシーなど他のものを利用するように案内している。親がいる障がい児の場合、長久手市ではタクシーチケットを配布しているため、タクシー利用を促している。安価だから利用したいのか、真に福祉有償運送が必要なのかニーズを見極めている。他の利用できる手段があれば、そちらを案内している。むそうでは、強度行動障害の利用者が多く、休日に自宅では過ごせないが車に乗ると落ち着くという人がドライブするという目的で利用している事例もある。

会長：移送以外の役割も担っているということ。実施事業者として補足等あるか。

説明員：市でドライバー認定講習を受けた後、運転に慣れてしまい技術や安全意識が低下することが心配。フォローアップ研修や仕組みがあれば教えてほしい。

委員：カウンセリング付きの適性検査がある。内部では、事故防止及び危険予知のため、KYTを導入している。また、運転記録証明書を2、3年に1度確認し、気になる違反者（一時不停止を繰り返す等）には個別で指導している。

事務局：今後フォローアップ研修についても検討する。

会長：特定非営利活動法人百千鳥は補足等あるか。

委員：特になし。

会長：フォローアップとしてカウンセリングは良いと思う。長久手市単独での実施が難しい場合は、近隣市町との合同実施でもよいので検討してほしい。

(2) 令和元年度福祉有償運送ドライバー認定講習会の実施結果

<資料6を基に事務局から説明>

※質問、意見等なし

閉会